

高知県スポーツ推進交付金審査会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県スポーツ推進交付金交付要綱第18条の規定及び高知県スポーツ推進交付金審査要領（以下「審査要領」という。）第3条の規定に基づき、高知県スポーツ推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に係る審査会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）について審査を行うため、高知県スポーツ推進交付金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 審査会は、次の事項について審査を行い、必要な意見を添えて審査の結果を知事に提出する。

- (1) 交付事業の適格性及び妥当性
- (2) 交付事業に係る交付額の妥当性
- (3) 前各号に掲げるもののほか、交付事業の審査に関して必要な事項

(構成)

第4条 審査会は、次の各号に掲げる分野別に委嘱した高知県スポーツ推進交付金審査員（以下「審査員」という。）により構成するものとする。

- (1) スポーツツーリズム
- (2) 競技力
- (3) 経営
- (4) 経済効果

2 審査員は知事が委嘱し、任期は1年間とする。ただし、年度途中から委嘱する場合は、その年度の末日までとする。

3 審査員は別に定める「審査員名簿」のとおりとする。

(審査員の役割)

第5条 審査員は、審査要領に基づき交付事業について審査し、評価を行う。

2 審査員は、必要に応じ、交付事業について、意見を述べることができる。

(経費の支出)

第6条 知事は、予算の範囲内で、審査員に対し、次に掲げる経費を支払うものとする。た

だし、審査員が辞退した場合はこの限りでない。

(1) 謝金として、1回当たり9,000円

(2) 旅費として、高知県の旅費規程に基づき計算した額

(委員長等)

第7条 審査会に委員長を置く。

2 委員長は、審査員の互選による。

3 委員長は、会務を総括し、審査会を代表する。

4 委員長は、審査事業を適正、客観的に審査するため、専門分野の知見を有する者を審査会に招聘し、助言を求めることができる。

(審査会の開催)

第8条 審査会は、審査の対象となる交付事業ごとに随時開催する。

2 審査会の定足数は、4名とする。

3 審査会は非公開とする。

(秘密を守る義務)

第9条 審査員は、審査するうえで知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(排斥)

第10条 交付事業に直接の利害関係を有する審査員は、当該交付事業の審査に加わることをできない。

(事務局)

第11条 審査会の事務局は、高知県観光振興スポーツ部スポーツツーリズム課に置く。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月12日から施行する。

別表 審査員名簿

所属	役職	氏名
公益財団法人高知県スポーツ協会	専務理事	刈谷 好孝
公益財団法人高知県観光コンベンション協会	スポーツ推進本部長	河野 和弘
特定非営利活動法人総合クラブとさ	副理事長	田井 直子
一般社団法人日本旅行業協会中四国支部	高知地区委員会委員長	新開 祐二
高知県公立大学法人高知工科大学	講師	前田 和範